

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

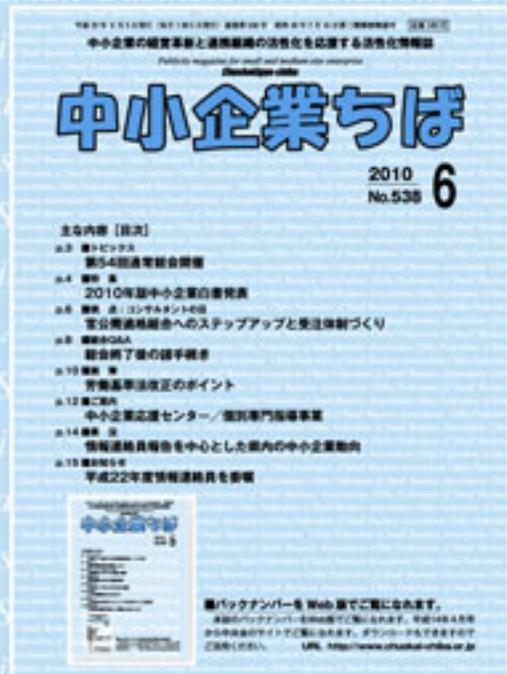
Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

2010
No.539 7

主な内容 [目次]

- p.3 ■トピックス
**専門委員会開催
 全国中小企業青年中央会通常総会・全国代表者会議を千葉県にて開催**
- p.4 ■特集
雇用保険制度が変わりました！
- p.6 ■視点：コンサルタントの目
ドラッカーにみる知識社会における「仕事」について
- p.8 ■組合Q&A
法に基づく届出・登記
- p.10 ■施策
**育児・介護休業法が改正されました！
 小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度が拡充します**
- p.12 ■ご案内
**千葉県制度融資について
 雇用調整助成金の要件緩和について**
- p.14 ■景況
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
- p.15 ■お知らせ
**平成21年度新設組合
 第62回中小企業全国大会（奈良県大会）のご案内**



■バックナンバーをWeb版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から中央会のサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。

URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

専門委員会開催

本会は6月23日千葉市内において専門委員会（委員長 篠原敬治）を開催した。

これは会長の諮問機関として中小企業に対する適切な振興対策を確立し、本会運営の円滑化を図るために設置されているもので、議題は①国への要望事項として、この秋に奈良県で開催される「第62回中小企業団体全国大会への要望事項」、②千葉県への要望事項等を審議した。

委員会では、はじめに昨年度の要望事項について事務局より経過説明が行われ、引き続き本年度の要望事項について委員から提出された案件を基に、事務局の素案とともに審議された。

要望事項は中小企業振興対策の一層の充実強化を求めるもので、組織、金融、税制、商業・流通、労働、総合、環境と多岐にわたった。

当日の審議結果は事務局で整理・検討され、①については下記のように取りまとめられた。

平成22年度 全国中小企業青年中央会通常総会 全国代表者会議を千葉県にて開催

全国中小企業青年中央会は6月18日、千葉市内において全国青年中央会（協議会）の代表者等が一堂に会し、平成22年度通常総会並びに全国代表者会議を開催した。

通常総会における議事は、①平成21年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び剰余金処分案について②平成22年度事業計画（案）及び収支予算（案）について③平成22年

度会費の額及びその徴収方法（案）について④役員改選について⑤その他について上程され、いずれも原案通り承認・可決決定した。

続いて行われた全国代表者会議では、出席者全員参加によるディスカッションを行い、①青年中央会をどのように活用し、ま

第62回中小企業団体全国大会への要望事項（案）

I. 【 総合 】

○総合的な中小企業対策について

1. 総合的な中小企業対策を確実に実施し、中小企業者が安定して経営を継続できるよう、景気対策を切れ間なく機動的に実施すること。
2. 中小企業の経営力向上の支援のために実施している中小企業応援センター事業の拡充・強化を図り、弾力的な運用を行えるようにすること。
3. ものづくり中小企業の国際競争力を強化するため、中小企業に対する新技術、新製品の開発を支援できるよう、ものづくり支援を継続すること。

○中小企業連携組織対策の強化について

1. 中小企業連携組織対策を国と地方が一体となって全国一元的に推進できるよう、国の重要な施策の柱として位置づけ、連携・組織化対策を抜本的に強化すること。又、同対策の実施を担う中央会の機能強化に万全の措置を講ずること。
2. 都道府県に委ねられた中小企業連携組織対策事業予算（県中央会補助金）について、相当部分を必ず中小企業振興のための予算として措置がなされるよう国から強い指導を行うこと。

II. 【 組織 】

1. 「協同労働の協同組合法案」を廃案とすること。

○組合制度のさらなる活用を図るため、次の改善を図ること

1. 企業組合の設立要件の緩和を図ること。
2. 商店街振興組合の地区及び設立要件を緩和すること。
3. 中小企業組合が過度な事務負担を負わないよう設立認可、定款変更、各種届出事務等に係わる所管行政庁の一元化を図ること。

III. 【 金融 】

○高度化融資制度の充実

1. 高度化融資制度を利用しやすいように制度の充実を図ること。

IV. 【 税制 】

○中小企業及び中小企業組合関係税制の充実

1. 中小企業の法人税率の早期引き下げを行うこと。
2. 中小企業投資促進税制の対象設備の条件を緩和すること。
3. 企業組合及び協業組合における法人税率を引き下げること。

○消費税率の引き上げ反対

1. 消費税率の引き上げは絶対に行わないこと。

V. 【 商業・流通 】

○商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充

1. 地域商店街活性化法に基づく各種支援措置を、多くの商店街組合が活用できるよう拡充強化すること。

○高速道路の割引制度の見直し

1. 高速道路の新料金制度実施に当たっては、物流に携わる中小企業者が不利益を受けることがないように、⑦上限料金の引き下げ、④大口・多頻度割引制度の維持・拡充、⑨マイレージ割引制度の維持等の措置を講ずること。

VI. 【 官公需 】

○中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会増大と官公需施策の普及徹底

1. 中小企業への官公需発注を増大させるために、国は地方公共団体に対し官公需施策と官公需適格組合制度の普及を徹底すること。
2. 経済産業省の行政事業レビューにおいて、全国中小企業団体中央会が実施している官公需受注対策事業が「廃止」と評価されたが、官公需施策を啓発・普及していくことの重要性から事業を継続すること。
3. 官公庁等は備品購入のネット入札（インターネットのオークション）を導入しないこと。

VII. 【 労働 】

○中小企業における労働者派遣制度の在り方について

1. 中小企業においては、労働者派遣による人材確保が重要な役割を果たしているため、「製造業務派遣の原則禁止」を撤廃すること。

○最低賃金引き上げについて

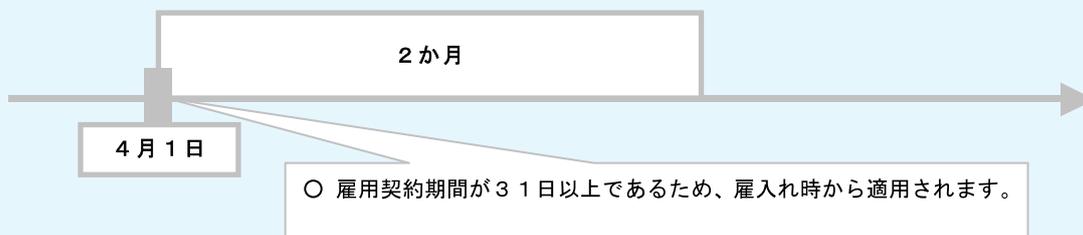
1. 最低賃金の拙速な引き上げを行わないこと。

○社会保険制度の見直し及び財政安定化について

1. 医療保険制度については、安定的な財政運営に努め、中小企業の労務関係費（健康保険料）の負担増につながらないよう配慮すること。
2. パートタイム労働者の所得税等の非課税限度額及び社会保険の適用年取基準の大幅な引き上げを行うこと。

◇ 4月1日以後における取扱いは以下のとおりとなります。

○ 雇用契約期間が31日以上ある方（雇用契約期間の定めのない方も含みます。）



○ 雇用契約期間が31日未満の方



※ 4月1日以前から引き続き雇用されている労働者の方については、4月1日時点において、4月1日以後に、31日以上雇用見込みがあるかどうか（31日以上雇用が継続しないことが明らかであるかどうか）により雇用保険の適用を判断することとなります。

■ 雇用保険料率の変更

◇ 失業等給付に係る雇用保険料率に変更になりました。

（一般の事業の場合：0.8%（平成21年度1年間の暫定措置）→1.2%（平成22年度）を労使折半）

◇ この他、事業主の方には、雇用保険二事業に係る雇用保険料率（平成22年度は、一般の事業の場合、原則どおりの0.35%）を負担していただく必要があります。

➡平成22年度の雇用保険料率（一般の事業）1.55%（事業主負担分：0.95%、労働者負担分：0.6%）

■ 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善

◇ 事業主から雇用保険被保険者資格取得届が提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能でした。

◇ 施行日（※）以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となります。

（※）施行日とは…公布日（平成22年3月31日）から9ヶ月以内の政令で定める日をいいます。

◎詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）におたずね下さい。また、改正内容については、厚生労働省ホームページにおいても確認ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>



厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所（ハローワーク）

■ 特 集

労働者・求職者・事業主の皆さまへ

雇用保険制度が変わりました！（平成22年4月1日から）

現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用保険制度のセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤等の強化等を図るため、4月より制度改正されております。

◎主な改正内容は以下のとおりです。

- * 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大（平成22年4月1日施行）
- * 雇用保険率の変更（平成22年4月1日施行）
- * 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善（今後施行予定）

■ 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

◇ 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

- 【旧】 ○ 6か月以上の雇用見込みがあること
- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること



- 【新】 ○ 31日以上の雇用見込みがあること
- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

- ◎ 「31日以上雇用見込みがあること」とは…
- 31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。
 - このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。
 - ・雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき
 - ・雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

※ 適用要件に該当する労働者を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務付けられています。

※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いします。

「メンタルヘルスの目」

ドラッカーにみる

知識社会における「仕事」について

「仕事」に対する 考え方の変化

大人になったら仕事をする。昔から当たり前のことであった。缶コーヒー「BOSS」のコマーシャルに、俳優トミー・リー・ジョーンズが万里の長城と思しき工事で地面を固めながら、また、現在の道路工事で掘削機を使って地面を掘りながら「この惑星の住人は、何万年もの間働き続けてきた。これからも働き続ける。」とつぶやき、コーヒーを旨そうに飲み干す場面がある。人は昔から働くことで人生の目的や喜び、生きがいを感じてきた。しかし、最近の日本はフリーターなどの非正規社員が増加し、仕事に対する考え方が変化しているように見える。「仕事は生きがいではない」と公言する人も増えていくように思う。本当に日本の若者は宇宙人ジョーンズがいうように永遠に働き続けてくれるのであ

ろうか。ドラッカーの著作を参考に「仕事」について考えてみる。

ドラッカーの 「仕事」の分析

最近、ドラッカーを読む人が増えているらしい。ドラッカーがマンガになり、若者にも読まれているという。ドラッカーは「プロフェツシヨナルの条件」などの著書の中で、「仕事」についてかなり細かい分析を行っている。仕事とは何かを考える手がかりとして本書に書かれている内容を参考にしてみたい。

人は誕生以来、生きていくために仕事をしなければならなかった。1700年代以前の仕事は技能(テクネ)であり、技能は秘伝の技であった。それを学ぶ唯一の方法は徒弟となり、経験を積むしかなかった。この時代の仕事は、特定の親方の弟子となり、親方の技能を修得した人が一人前の仕事人となった。

その後、産業革命前夜の1700年から1750年、技術(テクノロジー)という考え方が生み出され、今までの技能に関する知識を体系化することが行なわれた。

1760年代の産業革命以降において、技術が生産に適用され、生産が工場に集中された結果、「工場労働者」が必要となった。多くの職人仕事工場生産に置き換わり、失業した職人たちは工場労働者に変化した。1800年代終わりにおいて労働者の90%が製造業、鉱業、農業、輸送業などにおける肉体労働者であった。

1880年以降の100年間は、「テイラーの科学的管理法」などにより、「生産性革命」と言われるほど、生産性が向上した。この結果1950年代において、肉体労働者の比率は労働人口の50%、1990年代においては20%に縮小している。

テイラーは工場における仕事を一

連の単純な反復動作に分解し、仕事そのものを研究対象とし、そこに知識を活用して、仕事の効率向上を図った。これにより工場労働者の収入が増え、生活を向上させたが、一方で工場労働者の必要数は減少し、仕事の質は大きく変化したのである。

そして、現在は知識が経済の中心になりつつある。すなわち社会的、経済的成果を実現するために手段として知識が重視される時代に変化している。ドラッカーはこれを「知識を知識にて適用すること、即ち既存の知識をいかに有効に適用するかを知るための知識」としている。そして、今後は「知識」という生産手段を持った人が仕事の中心となるという。

社会のニーズによる 仕事の変化

ドラッカーの歴史的分析によれば、仕事はその時代の社会的背景

やニーズにあわせて変化してくるもの、と考えることができる。あの時代において、収入が多く安定した仕事とは、その時代の社会的ニーズの大きい仕事である。

過去において花形であった仕事、例えば職人や工場労働者などは、必要とする数や種類は減少したものの、今でも必要な仕事であり、今後も職業として存続するであろう。しかし、その求められるものは変化している。例えば、生産性革命以降の工場労働者は、単純労働だけでなく、持っている知識を生かして、何らかの成果を上げることが求められている。

仕事のやりがいについて

2004年、経団連の「多様化する雇用・就労形態における人材活性化と人事・賃金管理」という論文が発表された。このレポートでは雇用形態を、「長期雇用従業員（正規従業員）」と「有期雇用従業員（非正規従業員）」に分けている。このモデルは、人々の雇用・就労形態、つきたい仕事・役割などのニーズが多様化したことへ対応したものである。

しかし一方で、「有期雇用従業員」については、モチベーションの維持・向上が重要であると述べている。これは「有期雇用従業員」が単純作業労働者であり、決められたことを、決められた通り（マニュアル通り）行なうことを主な任務とするので、仕事の中でやりがいや生きがいを得ることは難しいことを暗に語っている。現在のわが国において、単純労働作業だけを希望する人は、リーマンショックのような経済変化があると、安定した雇用が維持されない心配がある。このような不安定の中で、仕事のやりがいを見つけることは難しい。しかし、総理府の調査によると、非正規社員の比率は33・7%（平成21年度）であるという。

本来、仕事は長期雇用であれ、短期雇用であれ、働く人のやりがいにつながり、働く人を成長させ、人生を豊かにするものであることが望ましい。更に、それが社会のニーズに合った仕事であれば、人生を託すものになることであろう。

うな仕事が必要とされ、また安定した仕事になるであろうか。ドラッカーの分析から二つの方向が考えられる。

一つは、専門知識を生かして、既存の仕事のやり方を変える仕事である。工場生産や店舗運営などの仕事はこれからも続くことであろう。ここに専門知識を適用して、日常の仕事のやり方や管理方法を絶え間なく改善して、成果を上げる仕事がある。

二つは、専門知識を適用して新しいことを生み出すこと、即ちイノベーションの仕事である。イノベーションは既存の知識を組み合わせ、発展させることにより実現することが多い。いろいろな知識や人材を連携させ、彼らの知識を活用して新製品や新サービスなどを産み出し、成果を上げていく仕事である。

ドラッカーのいう「知識を知識に適用すること」が知識社会における仕事として、重要なものとなる。

な知識労働者として働くために必要な資質を考えてみたい。一つは「学ぶ」ことである。知識労働者は専門知識という資産を保有した労働者である。従って常に新しい知識を増やし、適用することが必要になる。そのためには「学ぶ」資質（敢えて言えば、勉強する習慣）が必要である。専門分野を深めることは知識労働者にとっては生涯の学習（自己啓発）である。

二つは「考える」ことである。世の中の多くの問題は複数の解答がある。このような複雑な問題ではどのような論理で考え、解答を導き出したかが重要になる。「考える」中から新たな発見やイノベーションが生まれる。世の中の動きに対して「考える癖」は知識労働者に必要なりテラシーである。

知識社会において、ほとんどの従業員は知識労働者になるであろう。

企業にとって、知識労働者の教育・訓練は新たな経営課題として重要になってくると考える。

知識社会における「仕事」とは何か

次に、知識社会においてどのよ

知識労働者の資質

最後に、知識社会の中で、主要

（中小企業診断士 安藤 孝）

■ 登 記

次の登記すべき事項（①代表権を有する者②出資の総口数及び払込済出資総額③主たる事務所の移転④複数の変更）は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができません。下記の主な事項の手続は、以下のとおりです。

（１）代表理事の変更登記

①登記申請に係る手続

項目	提出先	添付書類・期限等
代表理事の変更	主たる事務所の法務局	①事業協同組合変更登記申請 ・重任の場合 ・就任の場合 ②定款 1通 ③総会議事録 1通 ④理事会議事録 1通 (辞任届) この他にOCR用紙 就任の場合印鑑(改印)届 理事全員の個人の印鑑証明書が必要な場合があります。 (主たる事務所の所在地においては2週間以内)

②代表理事の任期満了日と就任日、重任日

定款の任期	前回の代表理事就任日	通常総会開催日	任期満了日	就任日・重任日
2年	H20年5月20日	H22年5月25日 H22年5月15日	H22年5月19日	H22年5月25日就任 H22年5月20日重任
2年又は第2回目の通常総会のいずれか短い期間	H20年5月20日	H22年5月25日 H22年5月15日	H22年5月19日 H22年5月15日	H22年5月25日就任 H22年5月15日重任
2年又は第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間	H20年5月20日	H22年5月25日 H22年5月15日	H22年5月19日 H22年5月15日	H22年5月25日就任 H22年5月15日重任
2年又は第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する	H20年5月20日	H22年5月25日 H22年5月15日	H22年5月25日 H22年5月15日	H22年5月25日重任 H22年5月15日重任

③理事会議事録の記名者と捺印

現任の代表理事が重任	後任者が就任	
	現任の代表理事が理事に留まる	現任の代表理事が理事に留まらない
新理事が記名の上、代表理事は代表理事印を捺印する。(他の理事は、三文判でも可)	新代表理事は記名の上個人の実印を捺印する。また、前代表理事は、代表理事印を捺印する。(他の理事は、三文判でも可)	新理事全員が、記名の上個人の実印を捺印する。(新代表理事は代表理事印を捺印しない。)

（２）出資の総口数及び払込済出資総額の変更

組合は、組合員の加入及び脱退が自由であることを原則としますので、組合の出資の総口数及び払込済出資総額は、組合員の加入脱退により変動します。また、この他にも増資を行う場合や組合員の出資口数の減少請求により変更が生じることになります。

通常、変更登記は変更の日から2週間以内に行うことが義務付けられておりますが、事業年度末現在の変更は、4週間以内に行うこととなっています。

（３）主たる事務所の移転

主たる事務所を移転する場合には、定款の変更を要する場合（定款第4条事務所の所在地に変更がある場合）とその必要のない場合（同じ市町村内で変更の場合）とがあります。前者の場合は、総会の議決により定款変更し、次いで理事会で具体的に移転の場所及び時期等を決定した上で登記手続を行います。

組合が主たる事務所を他の登記所の管轄区域外に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由し、旧所在地における登記申請と同時にすることを要します。

項目	同一市町村内の移転	他の市町村への移転	
		同一登記所管轄区域	他の登記所管轄区域
款変更の有無	無	有	有
添付書類	①変更登記申請書 ②理事会議事録	①変更登記申請書 1通 ②定款変更の認可書 1通 ③理事会議事録 1通	<旧主たる事務所の登記所あて> ①変更登記申請書 1通 ②定款変更の認可書 1通 ③理事会議事録 1通 <新主たる事務所の登記所あて> ①変更登記申請書 1通 ②OCR用紙 1通 ③印鑑届書 1通 ※新旧登記所あての申請書を旧主たる事務所の登記所へ同時に提出する。

（４）複数の変更登記申請

複数の変更を申請することができます。例えば、代表理事の変更登記を出資の総口数及び払込済出資総額の変更と同時にいきます。

◎届出等の書類の様式は千葉県中央会のHPよりダウンロードできます。(トップページ・右側「組合運営を支援します」の各リンク)

http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/clinic/7_1/index.html

お問合せは、本会設立相談室（担当＝錦織・鳥居・齊藤昇）まで Tel 043-306-3285

■ 組合 Q & A

法に基づく届出・登記 決算書の提出、役員変更届、定款変更及び変更登記の事務手続

多くの組合では、通常総会も終わり新しい事業計画がスタートしていることと思います。組合等の連携組織はその構成員のために機能する組織です。今年度もぜひ組合員にとって有意義な事業を運営して頂きたく存じます。さて、本誌6月号で「総会終了後の諸手続き」についてお知らせしましたが、今号ではこの中で特に組合からの問合せが多かった事項について、あらためてポイントを整理します。

■ 提出・届出

組合には、「中小企業等協同組合法」等によって、所管行政庁へ届出を要する事項が定められています。事業協同組合の場合の決算関係書類の提出、役員変更届の手続を次に示します。

(1) 決算関係書類の提出

決算関係書類は、毎事業年度ごとに、通常総会終了後2週間以内に所管行政庁へ提出しなければなりません。(3ヵ年間連続して提出を怠りますと解散命令の対象組合となりますのでご注意ください。)

項目	根拠法	提出先	添付書類・期限等
決算関係書類	組合法 105 の 2 施行規則 12	所管行政庁 (1 通) 中央会 (1 通) ※県所管は中央会へ 2 通	①中小企業等協同組合決算関係書類提出書 ②事業報告書 ③財産目録 ④貸借対照表 ⑤損益計算書 ⑥剰余金処分又は損失処理の方法を記載した書面 ⑦事業計画書 ⑧収支予算書 ⑨通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本 (総会終了後 2 週間以内)

(2) 役員変更届

役員の氏名、役職に変更があった場合に、その都度所管行政庁へ変更の日から2週間以内に届ける必要があります。

項目	根拠法	提出先	添付書類・期限等
役員変更届	組合法 35 の 2 施行規則 3	所管行政庁 (1 通) 中央会 (1 通) ※県所管は中央会へ 2 通	①中小企業等協同組合役員変更届書 ②変更した事項を記載した書面 (役員名簿新旧対照表) ③変更の年月日 ④変更の理由 ⑤通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本 (省略できる場合あり) (変更後 2 週間以内)

■ 定款変更

定款は、組合自体で勝手に変更して施行することはできません。必ず変更の認可を行政庁で受けてから施行することになります。定款変更の認可申請に係る手続は次のとおりですが、事前に中央会に相談することをおすすめします。(特に組合の事業、組合員資格の変更等組合の基本的性質を変更する場合は、総会開催前に中央会にご相談下さい。)

変更する場合に留意しなければならないことは、関係条文も併せて変更を行うことです。例えば、役員の定数と員外役員、事業の追加と法廷繰越金、組合員資格と届出、持分の払戻しと加入金・資本準備金などです。

また変更箇所により添付書類も追加されます。変更の効力発生は、認可の日。但し、登記の伴う変更は登記の日です。

(1) 認可申請に係わる手続

項目	根拠法	提出先	添付書類・期限等
定款変更	組合法 51 施行規則 5	所管行政庁 (2 通) 中央会 (1 通)	①中小企業等協同組合定款変更認可申請書 ②変更理由書 ③定款中の変更しようとする箇所を記載した書面 ④総会又は総代会の議事録又はその謄本 ⑤変更が事業に係るものである場合は、定款変更後の事業計画書、収支予算書を追加 ⑥変更が地区又は組合員資格に係るものである場合は、加入申込者名簿を追加 ※提出書類は、袋とじにする。(下記参照) ※定款一部を別添で提出。

(2) 登記を必要とする定款変更

右の登記事項に係る定款変更は所管行政庁の認可を得た後、法務局において登記を必要とします。登記事項の定款変更については、所管行政庁宛の申請書2通、中央会宛の申請書1通(宛名はすべて所管行政庁宛)計3通を中央会へ提出して下さい。

(3) 認可申請書作成における「袋とじ」等の仕方

<袋とじ> 定款変更認可申請書は、必ず袋とじをして、申請人の割印(代表理事印)を要します。申請書が薄い場合にはコヨリにかえてホッチキスでも可。

<割印、捨印> 認可申請中における訂正は、捨印(代表理事印)を要します。

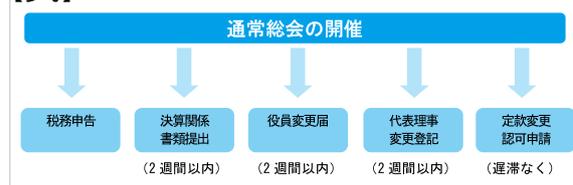
<訂正の方法>



本組合の地区は、千葉県千葉市、市原市、市原市の区域とする。

登記事項	対応定款条文
① 名称	2 条
② 事務所の所在地	4 条
③ 事業	7 条
④ 地区	3 条
⑤ 出資 1 口の金額	20 条
⑥ 出資払込の方法	21 条
⑦ 公告の方法	5 条

【参考】



平成 22 年 6 月 30 日施行 (※常時 100 人以下の労働者を雇用する中小企業については公布の日(平成 21 年 7 月 1 日)から 3 年以内の政令で定める日から施行されます。)

育児・介護休業法が改正されました！

本誌 3 月号の「お知らせ」で育児・介護休業法の改正についてご案内しましたが、このほど改正法が施行となりましたので、あらためて改正のポイントについて整理します。

① 子育て中の短時間勤務制度及び②所定外労働（残業）の免除の義務化

現 行	3 歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度・所定外労働（残業）免除制度などから1つ選択して制度を設けることが事業主の義務	改 正	<p>①3 歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度（1 日 6 時間）を設けることが事業主の義務(※1) になります。</p> <p>②3 歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働（残業）が免除されます。(※2)</p>
----------------	--	----------------	---

※1 短時間勤務制度については、少なくとも「1 日 6 時間」の短時間勤務制度を設けることを義務とする予定ですが、その他にいくつかの短時間勤務のコースを設けることも可能です。

※2 雇用期間が 1 年未満の労働者等一定の労働者のうち労使協定により対象外とされた労働者は適用除外。

② 子の看護休暇制度の拡充

現 行	病気・けがをした小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇を労働者 1 人あたり年 5 日取得可能	改 正	休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日になります。
----------------	---	----------------	---

③ 父親の育児休業の取得促進

① パパ・ママ育休プラス（父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長）

現 行	父も母も、子が 1 歳に達するまでの 1 年間育児休業を取得可能	改 正	<p>母（父）だけでなく父（母）も育児休業を取得する場合、休業可能期間が 1 歳 2 か月に達するまで（2 か月分は父（母）のプラス分）に延長されます。</p> <p>※父の場合、育児休業期間の上限は 1 年間。母の場合、産後休業期間と育児休業期間を合わせて 1 年間</p> <p>☑職場復帰直後の特に大変な時期に父母が協力して子育てができるようになります！</p>
----------------	----------------------------------	----------------	--

② 出産後 8 週間以内の父親の育児休業取得の促進

現 行	育児休業を取得した場合、配偶者の死亡等の特別な事業がない限り、再度の取得は不可能	改 正	配偶者の出産後 8 週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能となります。
----------------	--	----------------	--

③ 労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止

○労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦（夫）や育児休業中である場合等の労働者からの育児休業申出を拒める制度を廃止し、専業主婦（夫）家庭の夫（妻）を含め、すべての労働者が育児休業を取得できるようになります。

④ 介護休暇の新設

○労働者が申し出ることにより、要介護状態の対象家族が 1 人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日、介護休暇を取得できるようになります。

⑤ 法の実効性の確保

① 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設
育児休業の取得等に伴う労使間の紛争等について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度を設けます。

② 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料の創設
法違反に対する勧告に従わない企業名の公表制度や、虚偽の報告等をした企業に対する過料の制度を設けます。

◎詳細は、千葉労働局雇用均等室（TEL：043-221-2307）へお問い合わせください。

小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度が拡充します

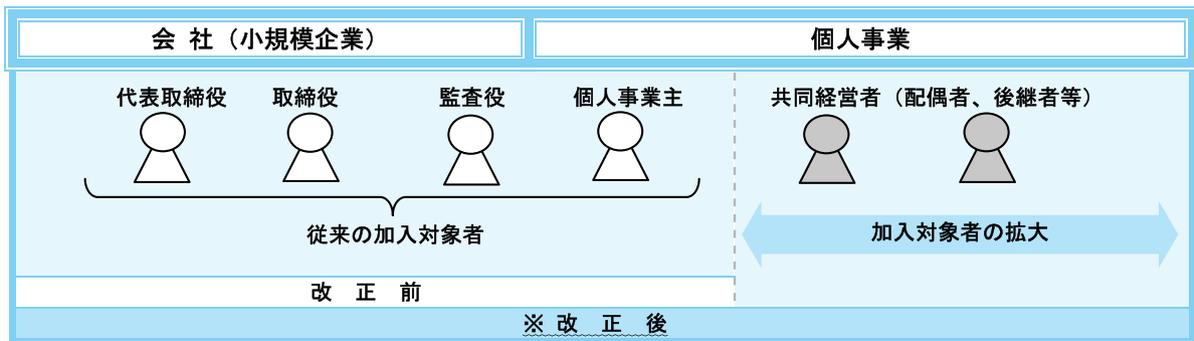
このほど「小規模企業共済法」と「中小企業倒産防止共済法」の一部改正が第174回通常国会で成立し、平成22年4月21日に公布されております。これにより、制度の内容がそれぞれ以下のとおり充実します。

中小企業小規模企業共済制度の改正について

- ⑧ 小規模企業共済制度は、小規模企業者の廃業・引退時の生活資金や事業再建資金の確保を図る制度です。これまでの「小規模企業の経営者または個人事業主」に加え、「共同経営者（配偶者・後継者等）」が追加され加入対象者が拡大されました。

【平成22年度中に実施】

- 加入対象者を個人事業主の配偶者や後継者などの「共同経営者」まで拡大
 - 個人事業主の親族でなくとも、「共同経営者」であれば加入できます。個人事業主になる前の後継者の時期から加入することで、十分な老後の資金を確保できます。
- 共同経営者の方の掛金は全額所得控除の対象となり、受け取られる共済金も退職所得控除等の対象になります。



※配偶者、後継者は「共同経営者」であることが必要。

中小企業倒産防止共済制度の改正について

- ⑧ 中小企業倒産防止共済制度は、取引先が倒産した場合に、積み立てた掛金総額の10倍を限度に、無利子・無担保・無保証人で貸付け、中小企業の連鎖倒産を防止する制度です。

【平成22年度中に実施】

- 取引先の私的整理の開始を知らせる「通知」が届いた場合、共済金の貸付けが受けられます。

現行	法的整理	→	改定	法的整理
	銀行取引停止処分			銀行取引停止処分
	私的整理			私的整理※

※弁護士や認定司法書士からの支払停止通知があった場合を対象とします。

【平成23年10月までに実施】

- 共済金の貸付限度額を、3,200万円から8,000万円に引き上げます。

現行	掛金月額	5千円～8万円	→	改定	掛金月額	5千円～20万円
	掛金総額	320万円上限			掛金総額	800万円上限

※掛金は、これまでと同様、全額、損金・必要経費に算入できます。

- 貸付金を繰り上げて償還した完済者に対し、新たに手当金を支給します。（早期償還手当金）

※月々の償還に延滞していない共済契約者が繰上償還した場合に対象となります。

※手当金の額は、繰上時期と繰上額に応じて決める予定です。

◎「小規模企業共済法」、「中小企業倒産防止共済法」についてのお問合せは、独立行政法人中小企業基盤整備機構まで。

千葉県制度融資について

県制度融資は県内の中小企業の皆さまに、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達して頂くために、県、千葉県中小企業団体中央会等の支援機関、金融機関、千葉県信用保証協会の連携と協力のもとで行われている融資制度です。詳細については千葉県商工労働部経営支援課ホームページ、または「千葉県中小企業向け融資のしおり」をご覧ください。

■制度融資・設備貸与

事業名	事業内容等
中小企業振興資金	<p>民間金融機関と連携して、中小企業者が事業を行う上で必要とする資金を融資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資枠 4,800 億円 ・資金の種類 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業資金（一般的に利用できる長期事業資金） ② サポート短期資金（一般的に利用できる短期事業資金） ③ 小規模事業資金（小規模企業者向けの一般的な長期事業資金） ④ 創業資金（創業者や創業後間もない企業のための事業資金） ⑤ 挑戦資金（経営革新計画や事業転換、知的財産の活用など前向きに事業展開を図るための事業資金） ⑥ セーフティネット資金（売上の減少や取引先の倒産等により経営の安定に支障を生じている企業のための事業資金） ⑦ 再生資金（千葉県中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業再生を図る企業のための事業資金） ⑧ 観光施設資金（観光施設整備計画に基づく観光施設の整備を行うための資金） ⑨ 環境保全資金（環境保全に資するものとして県が認定した事業計画に基づく事業を行うための資金） <p>◎各資金の詳細は下記のホームページをご参照ください 【千葉県の中小企業向け制度融資（千葉県商工労働部金融支援室）】 http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_keishi/seidoyuusi/seido12.html</p>
問い合わせ先	千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707
経営安定資金・再生資金信用保証料補助	<p>県制度融資のセーフティネット資金又は再生資金を利用した小規模企業者の方に信用保証料の補助を行います。（保証料率の1.15%を超える部分に相当する額を補助します。）</p>
問い合わせ先	千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707
設備貸与事業	<p>小規模企業者及び創業者が導入する設備を、千葉県産業振興センターが購入して貸与（割賦販売・リース）します。</p> <p>◎千葉県産業振興センターホームページ http://www.ccjc-net.or.jp/</p>
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県産業振興センター 設備支援室 043-299-2902 ・商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707
設備資金貸付事業	<p>経営革新計画等の承認を受けた小規模企業者及び創業者が設備を導入するにあたり、その購入資金3分の2以内で千葉県産業振興センターが長期・無利子で貸し付けます。</p> <p>◎千葉県産業振興センターホームページ http://www.ccjc-net.or.jp/</p>
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県産業振興センター 設備支援室 043-299-2902 ・商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707

◎融資にあたっては、金融機関や保証協会（保証協会の保証を付する場合）で、審査があります。

雇用調整助成金の要件緩和について

現下の厳しい経済情勢の中でも従業員の雇用維持に努力する中小企業事業主を支援するため、従来の雇用調整助成金について見直しが行われております。詳細は以下のとおりです（下線部分が見直しの行われた箇所）。

◇ 雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）とは、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、事業主がその雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練させた場合に、休業、教育訓練に係る手当もしくは賃金の一部を助成するものです。

■ 支給対象事業主

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業所の中小企業事業主
- ② 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主
 - I. 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%減少していること（ただし、直近の決算等の経常損失が赤字であれば5%未満の減少でも可）
 - II. 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損失が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限る）。 **■生産量要件の緩和**
- ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等又は出向（3か月以上1年以内の出向をいいます。）を行う事業主
 - a 対象期間内（事業主が指定した日から1年間）に実施されるもの
 - b 労使間の協定によるもの
 - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
 - d 雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者としての期間は問いません）を対象とするもの
 - e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと
 - f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
 - g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること

※ 通常、助成金の対象となった出向の終了日の翌日から6か月を経ずに開始された再度の出向は助成金の対象となりませんが、平成21年11月30日から平成22年11月29日までに開始される再度の出向については、6か月経過していない場合も支給の対象になります。

■ 支給内容

○ 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出 向
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 厚生労働大臣が定める方法により算定した休業手当又は賃金相当額（1人1日）×5分の4（※1、※2、※3） ▪ 教育訓練は上記に加えて訓練費として、1人1日当たり 6,000円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 出向元事業主が負担した賃金相当額×5分の4（※1、※2、※3）

（※1）1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成21年8月1日現在 7,685円）が限度となります。

（※2）以下の要件を満たした場合に助成率を4/5から9/10へ上乘せします。

（休業等）

- ① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。以下同じ。）をしていないこと。

（出 向）

- ① 1 支給対象期の末日における事業所労働者数が、比較期間（出向実施計画届の提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 出向実施計画届の提出日から1 支給対象期の末日までの間に業所の労働者の解雇等をしていないこと。

（※3）障害者に関する助成率は4/5から9/10へ上乘せします。

○ 支給限度日数 3年間で300日

◎事務手続き・支給申請など詳細は、お近くのハローワーク又は千葉労働局までお問合せ下さい。

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

5月

■漬物製造

スーパーマーケットの客単価の減少により、売上不振が見られる。

■めん類製造

外食減、内食増の状況が続く中で、内食のめん食増が顕著とのこと。一方で業務用取引については、減少の影響を受けている。

■シャツ製造

【千葉県・東京都】
仕事量としてはかなりあったが、季節的な面もあるので全体的に上昇しているとは思えない。

■製材

【県下全域】
地方においては、丸太の価格が幾分値上がり傾向。市場への入荷不足により、製材品も生産者から価格アップの依頼が出ている。

■製材

【木更津】
木材消費量が増えないため、外航木材船の入港は5月分なし。6月は南洋材船（1船）の入港予定あり。住宅業界の不況により、5月中在庫数量の圧縮に努めている。

■印刷

【県下全域】
売上高は、各社増減まちまちだが、総体では若干プラスのよう。

デフレ下での価格競争により、手持ちの機材を処分し生産を外注にまわす会社も見受けられる。英国で開催された今年最大の印刷機材展では、従来の印刷機械メーカーが業績悪化から出展を縮小し寂しい展示会に。一方デジタル印刷機メーカーからは多くの出展があり、ここでもパラダイムが確実にシフトしていることが判る。今後の設備投資の方向性を見極めたい。

■生コン製造

【県下全域】
上期状況は厳しい状況にあるが、最近民間設備投資に少し、明るい見通しが出てきて、数量は少ないが具体的な条件が見えてきた。

■鉄工業

【千葉】
低空での操業という観点から不満が残るものの、徐々にはあるが受注、販売面等、増加傾向が続いている。

■機械部品製造

【野田】
一部を除き、操業度が急に下がり、深刻な状況に逆戻り。総体的に回復傾向が逆戻り状況である。

■機械部品製造

【流山】
好調、不調の差が激しい点については変化なし。全体では、売上が若干上向きになっている。利益が薄い点については変化がない。

■総合卸売

【千葉県・東京都】
文具・事務機・洗剤・家庭用紙類等の一部商品に取扱量増加の動きもあるが、総じて横ばい。食肉卸で、口蹄疫問題による消費の減少等、先行き不安が出てきている。

■食肉卸売

【千葉市他】
宮崎県で発生している口蹄疫の防疫対応に追われている。

■建築材料卸売

【県下全域】
工場の閉鎖、支店・営業所の閉鎖及び統合がおきている。リストラの嵐の真つ最中であり、当面視界ゼロが続く見込み。

■小売

【柏】
気温の上昇とともに、経衣料を中心に若干動きがあったが、高額商品は動いていない。

■電気機器小売

【県下全域】
エコ家電の商品が欠品しており、販売店は販売が伸びず、むしろ不況のもとに嘆いている。

■青果小売

【千葉市】
相場が安定せず、資金繰り・収益を圧迫し続けている。

■中古車仕入・販売

タマ不足必至の情勢。相場ジリ高模様に（高騰化の懸念も）。直販や輸出分野の成り行き以上に、相場動向が先行する形になりそう。

■小売

【東金】
気候が安定せず、ファッション関連の購買意欲を抑えている。食品は、生鮮物の価格が安定しない中、競合店との戦いになっている。来店客はいるのに購買行動が減退している感がある。

■小売

【野田】
集客は前年を上回ったが、GW後は極端に落ち込んだ。集客は維持できても、いかに売上に結びつけるか、厳しい商戦が続いている。

■農業機械販売整備

【県下全域】
天候不順、口蹄疫、行政の仕分けと農機業界の情勢はマイナスの変化が押し寄せてきている。これらを変化の1つととらえ、それを活用してこそプロ流通。地域特性・技術特性を活用し、県農業を守り、組合は会員を守る。当然、低コスト化、環境保全、コンプライアンス、後継者の質的向上対策等、具体的成果が期待される。

■印鑑小売

【県下全域】
倒産・事業停止・廃業・一時休業等により、どんどん減少していることに加え、アスクル・カウネット等に注文が流れている。

■小売・サービス

【柏】
底で推移。収益率が低下。定休日を見直す店舗もある。衣料品では、高級ブランド品のキャリアー商品を百貨店が買いに走って居る為我々小店舗には高価格品のバーゲン対応商品が入手困難。

■建設揚重

【県下全域】
需要の減少と価格の低下で厳しい環境が続いている。

■遊覧船

【鴨川】
業界の動きとしても、各旅館施設の集客状況が悪く、それが乗船客に表れている。

■一般廃棄物処理

【県下全域】
先月に引き続き、状況は悪く、県内の景気回復にはまだまだ。

■学習塾

【県下全域】
大手は授業料の値下げや、講習会費の無料化、半額といった競争へ突入。組合加盟塾では今のところそういう現象は起きていない。

■建設業

【県下全域】
千葉、北総地区は少ないながらも受注はあるが、山武等は依然として低調である。収益も悪化傾向。

■貨物運送

【野田】
大型連休のため、全体売上は前月比減少。業界の動きとして、環境に関する取組みを重要視したい。

■輸出入業

【県下全域】
売上は前年同月比が上昇した。

お知らせ

平成21年度新設組合

昨年度に本会が設立支援し、認可されたのは次の14組合（協同組合12組合、企業組合2組合）。【一】内は代表者名。

- ▽環境食品健康産業（協）【田中裕二】▽（協）県南事務・労務センター【木下主税】▽エヌ・ピー・エス（協）【磯崎達也】▽千葉建設技術（協）【堀越健次】▽リフォームちば住宅（協）【小名木隆司】▽銚子水産食品（協）【石橋明】▽市川造園建設業（協）【湯浅浩二】▽松戸環境整備（協）【小浜浩】▽（協）しちりん経営支援センター【遠藤次郎】▽東葛建設業（協）【田中長吉】▽国産食品輸出振興（協）【堀澄洋美】▽（企）資源回収リサイクル【木村静霞】▽（企）あざみ【山下すみ江】▽千葉建設企業（協）【河野博正】

第62回中小企業団体全国大会 （奈良県大会にぜひご参加下さい）

昨年11月、61回目にして初めて千葉県で全国大会を開催いたしました。会員の皆さまに多大なるご協力を賜りましたこと、この場を

お借りしてあらためて感謝申し上げます。

さて、すでにご案内のとおり、今年度の全国大会については、奈良県奈良市にて開催されます。

本大会は、全国の中小企業団体の代表者等が一堂に会し、自らの決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の整備拡充を訴え、組合組織を基盤とした中小企業の安定的発展と豊かな社会の実現を期すものであります。本大会を有意義なものにするため、多数ご参加下さいますようお願い申し上げます。

なお、今回は豊かな自然の中で歴史が息づく、遷都1300年の奈良を満喫していただけるような観光も企画しておりますので、併せてご参加下さい。

◎お申込・お問合せは本会総務部まで
Tel 043・306・3281

平成22年度国勢調査が実施されます （本年10月1日（土）に、全国一斉に実施）

平成22年度国勢調査は、本格的な人口減少社会となって最初の調査になります。

あなたが記入した調査票のデータは、地方交付税の算定基準や福

祉政策、生活環境整備、防災対策など、さまざまな施策の実施や計画の基になります。

住みよいまちづくりのために、ご協力をよろしく願います。9月23日から国勢調査員が伺います。

総務省・千葉県・市区町村

◎詳細は千葉県統計課まで

Tel 043・223・2224



CO2削減のために省エネ型ビジネススタイルを（省エネステッカーを配布しております）

千葉県では、事業所における省エネへの取り組み（空調の適温調整、照明の間引きなど）を来客者にアピールできるステッカーを作成しました。ステッカーの送付を希望される事業所は、千葉県環境生活部環境政策課温暖化対策推進室までご連絡下さい。

◎お問合せは千葉県環境政策課まで
Tel 043・223・4139

千葉県が中小企業の省エネ設備（断熱窓・LED照明）改修を支援します。

中小企業が省エネルギーを図る目的で、断熱窓及びLED照明を

導入する場合に補助を行います。

◎詳細は県のHPをご確認いただくか、または千葉県環境生活部環境政策課までお問合せ下さい。
Tel 043・223・4139

平成22年度「子ども参観日」 キャンペーンにご協力下さい。

千葉県教育委員会では、子どもたちが、親や大人の働く姿に接したり、家庭で仕事の話をすることにより、働くことの大切さについて知る「子ども参観日」の実施をお願いしております。

活動例としては、①仕事を見学する②仕事の説明を受けたり質問する③同僚、上司等と挨拶・自己紹介・名刺交換等をする④職場の紹介ビデオを視聴する⑤その他、職場の特色を生かした体験などが挙げられます。

これまで協力機関からは、「親子の会話がはずんだ。」「子どもがとても喜んでいた。」「子どもの知らない親の姿を見ることができてよかった。」等の感想を頂いております。

キャンペーンに御協力頂ける場合は、千葉県教育委員会HPから「予定表」をダウンロードし、FA

Xまたはメールで生涯学習課までご提出下さい。県教育委員会のHP・報道発表等で紹介させていただきます。また、実施後も御報告いただければ、併せてHP等で紹介いたします。

◎お問合せは千葉県教育庁教育振興部生涯学習課まで
Tel 043・223・4069

貸金業法が大きく変わります！

借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、6月18日に改正貸金業法が完全施行されました。

【改正のポイント】
▽借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができません。
▽借入れの際、基本的に「年収を証明する書類」が必要となります。
※法律等の詳しい内容は金融庁HPで確認下さい。

◎借入れ返済のお悩みは一人で悩まず、お早めに相談を！

◎ヤミ金融からは絶対に借りないで！

◎お問合せは関東財務局千葉財務事務所 理財課まで
Tel 043・223・4069